中小企業育児・介護等離職者雇用 助成金の手引き

ひょうご仕事と生活センター 平成29年4月

目次

中小1	企業育児•介護等離職者雇用助成金	1
1	助成の目的	1
2	支給対象と支給金額及び書類提出要件	1
	(1)支給対象者	1
	(2) 支給金額について	1
	(3) 書類の提出要件	3
3	助成金受給までの流れ	4
4	支給要件<チェックシート>	5
5	助成金申込書類等について	7
	(1)新規雇用コース(前職と異なる企業が雇用)	7
	(2) 再雇用コース(前職と同一企業が雇用)	8
6	国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の概要(ご参考)	.11
	(1) 国の助成金対象企業一覧	.11
	(2)国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)のチェックポイント	.11
	(3)国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の支給金額	.11
	(4) 対象チェックリスト	.11
	(5)受給手続き	.14

<使用帳票>

- ・提出書類チェックシート
- ・中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(新規雇用コース)(様式第1号-1)
- ・中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(再雇用コース)(様式第1号-1:再)
- •中小企業育児•介護等離職者雇用身分転換決定報告書(様式第1号-2)
- •中小企業育児 介護等離職者雇用採用決定変更報告書(様式第2号)
- ・中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(新規雇用コース)(様式第3号)
- ・中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(再雇用コース)(様式第3号:再)
- •中小企業育児 介護等離職者雇用助成金請求書(様式第6号)
- ・中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業対象労働者の離職前状況の確認(付表1)

中小企業育児 • 介護等離職者雇用助成金

1 助成の目的

育児や介護等の理由により<u>離職した者の再就職を促進</u>するため、当該離職者を雇用した事業主に助成金を支給します。

2 支給対象と支給金額及び書類提出要件

(1) 支給対象者

○ <u>結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護により離職した方を**平成29年4月1日以降**に新規雇用または再雇用した事業主に支給する。</u>

(2) 支給金額について

〇対象労働者1人につき次の金額を助成金として支給します。

		助成金の支給額(注4)		
雇用時の身分	前職の離職理由	前職と同一企業が雇用	前職と異なる企業が雇用	
		(再雇用コース)	(新規雇用コース)	
正社員(注 1)	妊娠、出産、育児、介護	(注5)		
	結婚、配偶者の転勤	50	万円	
短時間勤務正社員	妊娠、出産、育児、介護	(注6)		
(注 2)	結婚、配偶者の転勤、	40	万円	
正社員以外(フルタ	妊娠、出産、育児、介護	2.0	.50	
イムに限る)(注3) 結婚、配偶者の転勤、		20万円		

(注1)「正社員」とは

○「正社員」とは、次のアからウのすべてに該当する労働者をいいます。

ア	雇用期間の定めのない労働契約による労働者で、かつ、当該企業等において正規の従業員として位			
),	置づけられている労働者であること			
	所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間(以下「通常所定労働時間」			
1	という。)と同じ労働者であること			
	同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び			
ウ	支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提			
	とした待遇(以下「正社員待遇」という)が適用されている労働者であること			

(注2)「短時間勤務正社員」とは

○「短時間勤務正社員」とは、次のアからウのすべてに該当する労働者をいいます。

	77	雇用期間の定めのない労働契約による労働者で、かつ、当該企業等において正規の従業員として位
)	置づけられている労働者であること
	7	当該労働者に適用される所定労働時間が通常所定労働時間と比較して短い労働者であること
	}	正社員待遇が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の算定方法等
')		が、同一の事業主に雇用される正社員と比較して同等である労働者であること

- (注3)「正社員以外(フルタイムに限る)」とは
 - ○「正社員以外(フルタイムに限る)」とは、雇用期間の定めのない又は 1 年以上の雇用契約による 労働者で、かつ事業所の所定労働時間を通じて勤務する者のうち、正社員待遇が適用されない労働 者をいいます。
- (注4) 身分転換時の支給額
 - 身分転換により支給する場合は、同一対象労働者につき、転換後の身分の支給額と既に支給した額 との差額を支給する。
- (注5) 前職の<u>離職理由が「妊娠、出産、育児、介護」</u>の方を、前職と<u>同一企業が正社員として雇用(再雇用</u> 用)する場合で、<u>国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)(以下「両立支援助成金」という。)の受給対象となる場合は、本件助成金支給額 50 万円から両立支援助成金支給額を差し引いた金額を支給します。(両立支援助成金の支給申請書(写)及び支給決定通知書(写)」が必要となります。)</u>
 - ○<u>両立支援等助成金を申請できる事業主等は次の①</u>~④の要件を確認及び了承し、初めに両立 支援助成金の申請を行い、次に本件離職者雇用助成金の申請をする必要があります。
 - ※詳細は、後記「6. 国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の概要」を参照
 - ① 国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の支給要件を満たしている。 ※再雇用制度を就業規則等に制定している必要があります。
 - ②国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の支給申請をしている。
 - ③本件助成金の申請内容を国に情報提供することを同意している。
 - ④国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の対象企業である。
 - ※①から④の確認及び了承は、「中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(再雇用コース)(様式第1号-1:再)」に記載する。
- (注6) 前職の<u>離職理由が「妊娠、出産、育児、介護」</u>の方を、前職と<u>同一企業が短時間勤務正社員として</u> 雇用(再雇用)する場合で、<u>両立支援等助成金の受給対象となる場合は、本件助成金支給額 40 万円</u> から両立支援助成金支給額を差し引いた金額を支給します。(「両立支援助成金の支給申請書(写)及 び支給決定通知書(写)」が必要となります。)

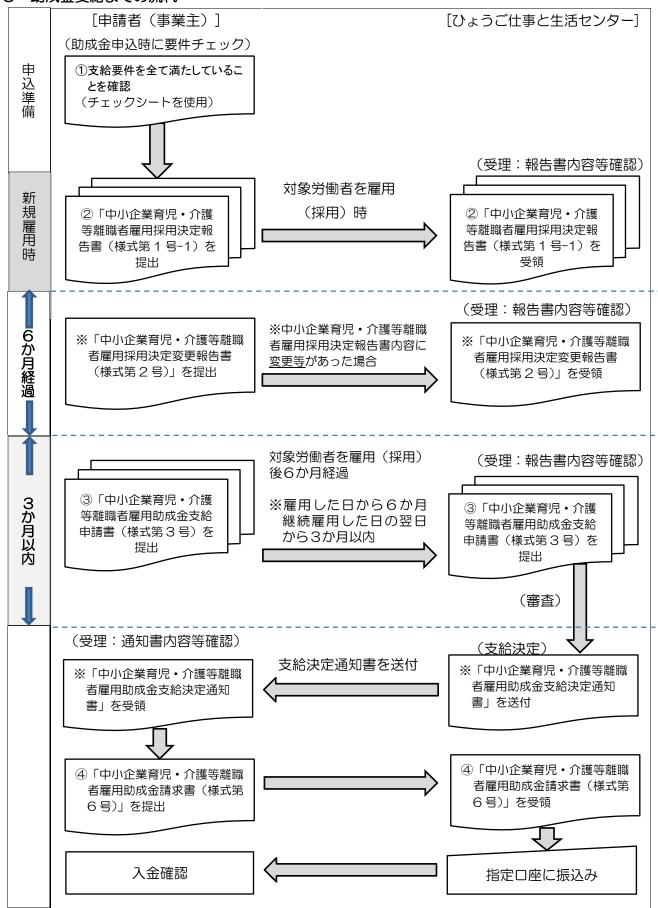
(3) 書類の提出要件

新たに対象労働者を雇用後**9か月以内**に助成金の申請に係る**すべての書類の提出**が要件となります。

- ① 新規雇用日の翌日から起算して3か月以内に下表①~⑥の書類を提出する。
- ②新規雇用後6か月経過日の翌日から起算して3か月以内に下表了~⑩の書類を提出する。
 - ※両立支援等助成金を受給する場合は、両立支援助成金支給決定日の翌日から起算して1か月以内に下表①、⑦、⑨、⑩の書類及び「両立支援助成金の支給申請書(写)及び支給決定通知書(写)」を提出する。

提出時期	提出書類			
新規雇用	① 中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(以下「採用決定報告書」という)			
日の翌日	・中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(新規雇用コース)(様式第 1 号-1)			
から起算	・中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(再雇用コース)(様式第 1 号-1:再)			
して3か	② 労働協約	又は就業規則等の全部(写)		
月以内	• 育児休業 •	介護休業を定めていることが確認できること		
	• 育児休業 •	介護休業取得者の原職復帰を定めていることが確認できること		
	• 対象労働者	に適用される賃金及び格付け等の処遇について確認できること		
	③ 雇用保険	被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)(写)		
	④ 雇入れ通	知書(写)、雇用契約書(写)等		
	• 対象労働者	の部署、職務、所定労働時間が確認できる書類		
	⑤ 中小企業	育児・介護等離職者雇用助成事業対象労働者の離職前状況の確認(付表 1)		
	• 対象労働者	の離職前の雇用状況が確認できる書類		
	⑥ <u>退職(離</u>	職) 理由を確認できる書類		
	理由	確認書類等		
	結婚	・戸籍抄本(写)等 婚姻日を確認できる書類		
	配偶者	・対象労働者の住民票(世帯員全員)(3か月以内に発行の原本)		
	の転勤			
	妊娠•出	・対象労働者の住民票(世帯員全員)(3か月以内に発行の原本)又は		
	産•育児	母子手帳(「出生届出済証明」のページ(写))		
	介護	対象労働者の介護の実績が証明できるもの		
		・介護施設、介護サービスの利用領収書等		
		・医療施設等の利用領収書、介護要であることを記載した医師の診断書		
		・住民票記載事項証明書等介護対象者と労働者との続柄、性別、生年月日		
		等が証明できるもの		
		介護休業給付金の受給を証明できるもの(支給決定通知書)		
		・その他(当センターが提出を依頼した書類)		
新規雇用	⑦ 「中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(様式第3号)」(以下「支給申請			
後6か月	書」という)			
経過日の	⑧ 対象労働者のタイムカード(写)+賃金台帳(写)			
翌日から	(対象労働者の 就労実績 が確認できる書類)			
起算して	9 県税に係る納税証明書(原本)			
3か月以	(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。)			
内	⑪ 「ひょう	ご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証(写)		

3 助成金受給までの流れ



4 支給要件<チェックシート>

以下の要件(1~17)すべてを満たしていることを確認する。

	支給対象者(事業主)に関する要件	チェック	
1	〇常時雇用 (注 1) する労働者が全体で 300 人以下 (注 2) の企業である		
	〇会社等(※会社法第2条で定義する「株式会社」「有限会社」「合名会社」「合資会社」「合		
2	同会社」等)で常時雇用する労働者が 100 人以下(注 2)の兵庫県内の事業所(注 3)である		
いずれかに チェック	〇上記以外の事業主(※医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、学校法人、個人事業主など)		
	常時雇用する労働者が 20 人以下 (注 2) の兵庫県内の事業所(注 3) である		
	〇過去に 結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護の理由 (注 4) で離職した労働者を、		
3	正社員、短時間勤務正社員、若しくは「正社員以外(フルタイムに限る)」として新規雇用		
	又は再雇用している (注5)		
4	〇「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」の宣言企業である		
5	○育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定し		
	ている(または、助成金申請時までに規定する予定である)		
6	〇過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない		
7	〇過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または		
- 1	受けようとしたことにより助成金等の不支給措置を取られていない		
8	〇雇用保険の適用事業主である		
9	〇風営法第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第 11 項に規定する接客業		
9	務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない		
10	〇国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等(注6)でない		
11	〇事業主の取締役等が、雇入れられる対象労働者と3 親等以内でない		
12	○県税の滞納がない		
13	○暴力団もしくはその統制下の団体でない		
	対象労働者に関する要件		
14	〇過去に企業等を結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児(6歳未満)、介護の理由で離職した者である		
	○離職期間が6年未満又は離職理由が妊娠・出産・育児である場合、末子出産後2年未満で		
15	ある		
16	○雇用保険の被保険者である		
	その他の要件	チェック	
17	〇当該申請年度において、本助成金の受給は、同一の事業所で 2 件以内である		

(注1) 常時雇用とは

- 〇雇用期間の定めのない又は1年以上の雇用契約による労働者で、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上の雇用です
 - (例)週20時間勤務のパートの方などは、規模要件の従業員数としてはカウントしません。

(注2) 労働者数の判定時期について

〇規模要件である常時雇用労働者数は、「採用決定報告書」提出時点で判定します (身分転換の申請については、「身分転換決定報告書(様式第1号-2)」提出時点で判定)

(注3)「兵庫県内の事業所」とは

- 〇兵庫県内にある事業所が雇用した場合に助成対象となります。(本社等は県外でも可)
- ○事業所とは、原則として雇用保険の届出事業所または事業所非該当承認申請を行った事業所を想定 していますが、これらに該当しない場合でも、専任の管理者がいる場合など、実態を踏まえて判断す る場合もあります。(ご不明な場合はお問い合わせください。)

(注4) 離職理由について

- ○結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護を理由として離職している場合に対象となります。
- ○「一身上の都合」等を理由として退職願等を提出している場合であっても、実際には上記の理由に より退職している場合は対象となります。
 - ※原則として、上記理由による退職を証明できる公的な書類及び確認書類を提出していただくこととなりますが、公的な書類等による証明が困難な場合は、申請者に具体的な内容を確認させていただき、その内容をもって客観的に判断させていただきます。

<公的な証明書類の(例)>

離職理由	証明書類の例		
結婚 婚姻日を確認できるもの(戸籍抄本(写)等)			
配偶者の転勤 対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)			
妊娠、出産、育児	対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(写)		
	・出産日等が確認できるもの		
介護	対象労働者の介護の実績が証明できるもの		
	・介護施設・介護サービス等の利用を証明できるもの(施設・サービス利用		
	時の領収書など)		
	・医療施設等の利用を証明できるもの(施設利用時の領収書・介護が必要で		
	あることが確認できる医師の診断書など)		
	・介護対象家族の方の氏名、対象労働者との続柄、性別、生年月日等を証明		
	できるもの(住民票記載事項証明書など)		
	• 介護休業給付金を受けたことを証明できるもの(支給決定通知書など)		

- (注 5)「離職した労働者を 新規雇用(従前と異なる企業が雇用)又は再雇用(従前と同一企業が雇用)している」について
 - 〇企業等を育児、介護等を理由として離職し、離職期間が 6 年未満又は離職理由が妊娠・出産・育児である場合は末子出産後2年未満である者を雇用した場合に対象となります。
 - 〇新規雇用又は再雇用した場合であっても、雇用した従業員が、助成金支給申請書提出時(雇用した日から6か月継続雇用した日の翌日から3か月以内)に<u>在職していない場合は助成金支給の対象外</u>となります。

(注 6)「密接な関係のある公社等」とは

- ○密接な関係のある公社等であるか否かは、出資・出えん金の割合などの実態で判断します。
- ○なお、商工会議所や商工会は密接な関係のある公社等には含まれません。

5 助成金申込書類等について

(1) 新規雇用コース(前職と異なる企業が雇用)

新規雇用コース(前職と異なる企業が雇用) 			
提出時期等	提出書類・添付資料		
対象者を新たに雇	〇「中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(新規雇用コース)(様		
用(採用)したと	式第1号-1)」		
き	<添付資料>下記①~④の <u>すべての書類</u> を提出する		
(採用日の翌日から	※下記の書類以外にも必要により提出を求めることがあります		
起算して3か月以内	①労働協約又は就	業規則等の全部(写)	
に提出)	一定の要件を備え	えた育児休業・介護休業を定めていることが確認できること	
	• 育児休業・介護化	休業取得者の原職等への復帰を定めていることが確認できる	
	こと		
		対象労働者に適用される賃金及び格付け等の処遇について確	
	認できること		
		者資格取得等確認通知書(写)	
		(写)」等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認	
	できる書類		
		者の離職前の雇用状況確認書類(付表1)」	
	4-2 (証明書類)		
	離職理由	証明書類等	
	結婚	○婚姻日を確認できる書類 (例)戸籍抄本(写)等	
	配偶者の転勤	○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の 原	
		本)	
	妊娠・出産・育	○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の 原	
		本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写)	
	介護	○対象労働者の介護の実績が証明できるもの	
) 	・介護施設、介護サービスの利用領収証等	
		介護に係る医療施設等の利用領収証、	
		・介護が必要であることを証明する医師の診断書等	
		・住民票記載事項証明書等、介護対象者と労働者との続	
		・住民宗記載事項証明書等、万環別家自己分割自己の制	
	・介護休業給付金の受給を証明できるもの(支給決定通		
		知書等)	
が出声四後のかり	O 5±11.0##		
新規雇用後6か月	〇「中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(新規雇用コース)		
間継続雇用した日	(様式第3号)」		
の翌日から起算し	<添付書類> ※下記の書類以外にも必要により提出を求めることがあります		
て3か月以内に提	〇新規雇用による対象労働者に係る支給申請の場合		
出	下記①~③のすべての書類を提出します		
	①対象労働者の5	アイムカード(写)及び賃金台帳(写)	
※対象労働者の6か月間		06か月間の就業実績が確認できる書類	
	②県税に係る納税	治証明書(原本) (個人県民税及び地方消費税を除く。延	
	滞金等の附帯金	金を含む)	
	③「ひょうご仕事	Bと生活の調和推進企業宣言」登録証(写)	

提出時期等	提出書類•添付資料		
「支給決定通知書」	〇「中小企業育児・介護等離職者雇用助成金請求書(様式第6号)」		
を受領したとき	(注)「支給決定日」、「支給決定番号」、「請求額」は、「支給決定通知書」		
(すみやかに提出)	に記載されているものを記載する		
変更が生じること	〇「中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定変更報告書(様式第2号)」		
が判明した場合	・既に提出した「中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(様式		
(すみやかに提出)	第1-1」の内容について変更が生じる場合に提出する		
	・ 当該対象労働者に係る助成金申込みを取り下げる場合は、当該「報告		
	書」の⑤変更理由欄に「"取り下げ"とその理由」を記載し、提出する		

(2) 再雇用コース(前職と同一企業が雇用) 提出時期等

提出時期等	提出書類・添付資料		
対象者を新たに雇	〇「中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(再雇用コース)(様式		
用(採用) したとき	第1-1:再)」		
(採用日の翌日から	<添付資料>下記①~④の <u>すべての書類</u> を提出する		
起算して3か月以内	※下記の	の書類以外にも必要により提出を求めることがあります	
に提出)	①労働協約又は就	は業規則等の全部(写)	
※国の助成金を受給す	・一定の要件を備	えた育児休業・介護休業を定めていることが確認できること	
る場合は、支給申請書	・育児休業・介護	休業取得者の原職等への復帰を定めていることが確認できる	
提出と同時に	こと		
提出できる	・当該雇用による	対象労働者に適用される賃金及び格付け等の処遇について確	
	認できること		
	②雇用保険被保険	者資格取得等確認通知書(写)	
	③「雇入れ通知書	(写)」等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認	
	できる書類		
		者の離職前の雇用状況確認書類(付表1)」	
	●2(証明書類)		
	離職理由 証明書類等		
	結婚	○婚姻日を確認できる書類	
		○婚姻日を確認できる書類(例) 戸籍抄本 (写) 等	
		○婚姻日を確認できる書類	
	結婚配偶者の転勤	○婚姻日を確認できる書類(例)戸籍抄本(写)等○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育	○婚姻日を確認できる書類 (例) 戸籍抄本 (写) 等○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児	○婚姻日を確認できる書類(例)戸籍抄本(写)等○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注)	 ○婚姻日を確認できる書類 (例) 戸籍抄本 (写) 等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例)戸籍抄本(写)等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注)	 ○婚姻日を確認できる書類 (例)戸籍抄本(写)等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例) 戸籍抄本 (写)等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等・介護に係る医療施設等の利用領収証 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例) 戸籍抄本 (写) 等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等・介護に係る医療施設等の利用領収証・介護が必要であることを証明する医師の診断書等 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例)戸籍抄本(写)等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等・介護に係る医療施設等の利用領収証・介護が必要であることを証明する医師の診断書等・住民票記載事項証明書等、介護対象者と労働者との続 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例) 戸籍抄本 (写) 等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等・介護に係る医療施設等の利用領収証・介護が必要であることを証明する医師の診断書等・住民票記載事項証明書等、介護対象者と労働者との続柄、性別、生年月日等が証明できるもの 	
	結婚 配偶者の転勤 妊娠・出産・育 児 (注) 介護	 ○婚姻日を確認できる書類 (例)戸籍抄本(写)等 ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本) ○対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出生届済証明」のページ)(写) ○対象労働者の介護の実績が証明できるもの・介護施設、介護サービスの利用領収証等・介護に係る医療施設等の利用領収証・介護が必要であることを証明する医師の診断書等・住民票記載事項証明書等、介護対象者と労働者との続 	

に両立 けし申 ス)(様
•
ス)(様
ス) (様
.
`
<.
書」
引
(再雇
こ提出
强告
する

[企業名]_____

[対象労働者名] [雇用日]

前職離職理由		雇用時の身分	雇用企業について
結婚			
配偶者の転勤		・正社員	• 前職と「同一企業」が雇用(再雇用)
妊娠		• 短時間勤務正社員	
出産		心心问到初正任矣	
育児		・ 正社員以外(フルタイム)	・前職と「異なる企業」が雇用(新規雇用)
介護			

項目		書類等名称	チェック					
	① 「中小企業育	児・介護等離職者雇用採用決定報告書(様式第1号-1)」等						
	② 労働協約(写)又は 全ての就業規則等(写) ③ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)							
新た								
に戻	④ 「雇入れ通知	書(写)」等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認できる書類 、雇						
一	用契約書等	(辞令等)						
新たに雇用したとき(速やかに提出)	⑤ 「対象労働者	の離職前の雇用状況確認書類(付表1)」						
とき	⑥ 離職理由証明	書類						
1	結婚	戸籍抄本(写)等 婚姻日を確認できる書類						
としている。	配偶者の転勤	対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)						
か	妊娠•出産•育児	対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行の原本)又は母子手帳(「出						
提		生届出済証明」のページ(写))						
採用後3か月以内	※右記資料以外	• 介護施設、介護サービスの利用領収書等						
後	の書類は「その	• 介護に係る医療施設等の利用領収書、						
3 か	他」欄に記載す	・介護が必要であることを証明する医師の診断書等						
月以	る	・住民票記載事項証明書等介護対象者と労働者の続柄、性別、生年月日等が						
为		証明できるもの						
		・介護休業給付金の受給を証明できるもの(支給決定通知書等)						
		・その他(
翌新	⑦ 「中小企業育	児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(様式第3号)」等						
翌日から3か月以新規雇用後6か月	8-1 対象労働者	のタイムカード(写)+賃金台帳(写)						
ら3後	※対象党	が働者の就業実績が確認できる書類 						
か 6 か	8-2 国の助成金	の受給対象となる場合:両立支援助成金支給申請書(写)、支給決定通知書						
以見	(写)							
以内経過		税証明書(原本)(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含						
	む)							
た日の	⑨ 「ひょうご仕	事と生活の調和推進企業宣言」登録証(写)						
の								

6 国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の概要(ご参考)

「妊娠、出産、育児、介護」を理由として退職した者が就業できるようになったときに復職する際、従来の勤務経験、能力が適切に評価され、配置・処遇がされる<u>再雇用制度を導入し</u>、再雇用を希望する旨の申出をしていた者を採用した事業主に対して助成金を支給し、企業等の生産性の向上に資する再雇用の促進を目的とする。

※詳細は、厚生労働省が実施する「両立支援金等助成金(再雇用者評価処遇コース)」を参照してください。

(1) 国の助成金対象企業一覧

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(2) 国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)のチェックポイント

項目	チェック欄
再雇用制度を導入している	
再雇用する労働者の離職期間が1年以上である	
無期雇用者(正社員、短時間勤務正社員)として雇用する	
一定期間継続雇用する	

(3) 国の両立支援等助成金 (再雇用者評価処遇コース) の支給金額

	中小企業	中小企業以外
再雇用1人目	38万円	28.5万円
再雇用2~5人目	28.5万円	19万円

[※]上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

(4) 対象チェックリスト

次の①の全ての要件に該当し、かつ②に該当する対象労働者を雇い入れた事業主が対象となります。

① 再雇用制度の「労働協約または就業規則」への規定について

(COMENIA)									
項 目	チェック欄								
A 次のいずれにも該当する <u>再雇用制度(※1)</u> を新たに労働協約または就業規則に規定									
<u></u> -									
定している場合は対象になりませんが、助成金の趣旨に									
場合は、改正日以後の再雇用について対象となります。									
ア 当該制度の対象となる退職理由として、妊娠、出産、									
育児及び介護のいずれも明記している。									
イ 退職者が、その退職の際または退職後に、退職理由と									
就業が可能となったときに退職した事業主や関連事業主									
(※2)の事業所に再び雇用されることの希望する旨の申									
 」 									
ウ 制度の対象となる年齢について、定年を下回る制限を									
設けていない。									
エ 退職後の期間が一定期間内の者のみを対象とする制									
度の場合、その期間は3年以上である。									
オ 再雇用する場合には、次のように退職前の勤務実績等									
を評価し、処遇に反映させることを明記している。									
a. 退職前と同一の雇用形態及び職種で雇用する場合は、									
退職前の配置、賃金制度及び資格制度上の格付けを評									
b. 退職前と異なる雇用形態及び職種で雇用する場合は、									
	項 目 短用制度(※1)を新たに労働協約または就業規則に規定 定している場合は対象になりませんが、助成金の趣旨に 場合は、改正日以後の再雇用について対象となります。 ア 当該制度の対象となる退職理由として、妊娠、出産、 育児及び介護のいずれも明記している。 イ 退職者が、その退職の際または退職後に、退職理由と 就業が可能となったときに退職した事業主や関連事業主 (※2)の事業所に再び雇用されることの希望する旨の申 出を登録し、事業主が記録するものである。 ウ 制度の対象となる年齢について、定年を下回る制限を 設けていない。 エ 退職後の期間が一定期間内の者のみを対象とする制度の場合、その期間は3年以上である。 オ 再雇用する場合には、次のように退職前の勤務実績等 を評価し、処遇に反映させることを明記している。 a. 退職前の配置、賃金制度及び資格制度上の格付けを評価して処遇を決定する。								

		チェック欄							
	退職前の配置、経験、勤続年数等を評価した賃金の格	フェフク版							
	付けを行う。								
○退職から再雇用までの間	力 対象者が退職から再雇用までの間に、就業経験、能力								
の就業経験、能力開発等実績	開発の実績がある場合は、次のように当該実績を評価のう								
について、賃金格付け等に考	え処遇の決定に反映させることを明記している。								
慮・反映させることを明記し	a 退職から再雇用までの間に、他の事業主のもとで就業								
ている	実績がある場合は、当該業務内容、経験年数を評価し								
	た配置、賃金の格付けを行う。								
	b 退職から再雇用までの間に、職業訓練の受講や資格取								
	得等の実績がある場合は、当該能力開発の実績を評価								
	した配置、賃金の格付けを行う。								
〇再雇用者を差別した配置、	キ 対象者の中長期的な配置、昇進、昇給等の処遇につい								
昇給、昇進等の制限がない制	ては、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経								
度であること	験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討するもので								
	ある。								
	(注) 再雇用制度対象者の配置、昇進、昇給等を一律に制								
	限するなど、職務、役職、能力、職務経験、資格等が同等								
	の他の労働者と比較して、合理的な理由なく低く取り扱う								
	制度でないことが必要です。								
B 再雇用制度の施工後、下記	3②に該当する対象者を採用し、期間の定めのない雇用契約								
により継続して6か月以上									
(注) 有期契約労働者として採用した場合は、採用日から1年以内に期間の定めの									
ない雇用契約を締結することが必要です。									
C 次の全ての制度を労働協約または就業規則に規定している。									
	2条第1号に規定する育児休業								
	こ規定する育児のための所定労働時間の短縮措置								
ウ 同法第2条第2号に持									
	こ規定する介護のための所定労働時間の短縮等の措置								
	に施行されている育児・介護休業法の水準を満たしてい								
ることが必要です。	51.)								
D 次の不支給要件に該当しな									
	用した日の前日から起算して6か月前の日から1年を経過								
	基準期間」という)に、支給対象労働者を雇い入れた事業所 食者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。								
	^東 台(短期産用特例依保映台及び日産労働板保映台を味く。 iによって解雇(勧奨退職等を含む)したことがある場合。								
	にようて解雇(衝突返職寺を含む)しにここがめる場合。 労働者を雇い入れた事業所で雇用する雇用保険被保険者を、								
	が関白を雇い入れた事業的で雇用する雇用法院被法院有を、								
	WIED(然)により、自該再雇用に係る採用日における雇用 セントを超えて、かつ4人以上離職させている場合								
	とフトを超えて、かり4人以上離職させている場合 この離職区分コード1A(解雇等)又は3A(勧奨退職の他、								
	- いる職をガコード FA (解雇等) 又はられ (勧奨と職の)他、 等による正当理由自己都合離職等) に該当する離職理由								
	して、法令及び就業規則に基づく賃金の全額が支払われて								
いない場合									
	働関係法令違反がある場合などの不支給要件があります。								
		ı							

(※1) 再雇用制度とは

育児・介護休業法第27条に基づく制度であり、妊娠、出産、育児、介護を理由とする退職者が、 当該退職した事業所の事業主等に再び雇用されることについて特別に配慮する制度をいう。

(※2) 関連事業主とは

人事、雇用管理において申請事業主と密接な関係にあり、申請事業主が規定する再雇用制度の対象となる事業主をいいます。

申請事業主が労働協約または就業規則に規定する再雇用制度の対象となる関連事業主であることが当該再雇用制度の規定または事業主間の協定書等において明示されていることが必要です。

②対象労働者

次の全ての要件に該当する労働者が対象となります。

項目	チェック烟
日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	チェック欄
A 中請事業主等の事業所を妊娠、正産、自児まだは川護のバダれがを理由として返職した者であり、再雇用制度により採用された。	
B 退職時または退職後に、退職理由と再雇用の希望を申し出ていたことが書面で確認で	
□ D 返職時なたは返職後に、返職廷田と再催用の布筆を中し山でいたことが 書面で確認で きる。	
(注)申出は、再雇用に係る採用日の前日までに行っている必要があります。	
C 申請事業主等の事業所を退職した日の前日において、当該事業主等の雇用保険被保険	
古として継続して雇用されていた期間が1年以上ある。	
D 再雇用に係る採用日において、当該退職の日の翌日から起算して1年以上が経過して	
D 再雇用に係る採用目にのいて、当該返職の目の翌日から起昇して「中以上が限慮して いる。	
□ いる。 □ E 再雇用制度に基づき評価、処遇がされていることが、支給申請書(【再】様式第1号)	
において確認できる。	
F 再雇用に係る採用日から1年以内に期間の定めのない雇用契約を締結し、当該雇用契	
特権用に係る採用自分の「中以内に期間のためのない権用契制を帰るし、当該権用契 約において雇用保険被保険者として、6か月以上(1年以上)継続して雇用されてい	
る。	
る。 6か月以上の継続雇用:1回目の支給	
1年以上の継続雇用:2回目の支給	
(注) ただし、就労を予定していた日数に対し、実際に就労した日数(年次有給休暇、	
母性健康管理の措置としての休業、産前産後休業、育児休業、介護休業、子の看護	
体暇、介護休暇等法に基づき労働者が請求できる休業については就労した日に含	
む。)の割合が5割に満たない場合は、支給対象となりません。また、労働協約又	
は就業規則に規定のある育児または介護のための所定労働日数の短縮措置によ	
り、所定労働日から除外された日は就労を予定していた日数に数えません。	
G 次に該当する者ではない。	
ア 退職後、再雇用に係る採用日の前日までに申請事業主等と雇用、請負、委任の関	
係にあった又は出向、派遣、請負、委任の関係により当該事業主の事業所におい	
て就労していた。	
イ 退職後、再雇用に係る採用日の前日までに、申請事業主等と資本的・経済的・組	
織的関連性等からみて密接な関係にある次のいずれかに該当する事業主に雇用	
されていた。	
a 当該事業主と申請事業主等のいずれか一方の発行済株式数又は出資の総額に	
占める他方の所有株式数または出資の割合が5割を超える。	
b 代表者が同一または取締役を兼務している者がいずれかの取締役会の過半	
数を占めている	
ウ 申請事業主等の代表者または取締役の3親等以内の親族(配偶者、3親等以内	
の血族及び姻族をいう)である。	
エ申請事業主等の事業所を退職する際、妊娠、出産、育児、介護及びこれらの事由	
に基づく法律上の休業又は勤務制度の利用等を理由として、解雇された、また	
は退職勧奨その他不利益な取り扱いを受けた。	

(※1)退職理由と再雇用の希望の書面による確認

対象労働者の申出書や事業主が作成した再雇用希望者登録簿など、書面で確認できることが必要です。ただし、助成金の対象となる再雇用制度の施行日(改正日)前の退職者については、参考様式1による申立書により確認します。

(※2) 再雇用制度に基づく、評価、処遇の確認

評価した要素、評価結果を申請書様式に記載してください。

再雇用制度に沿って、退職前の経験、能力、退職後から再雇用までの経験等を評価し、賃金、配置、役職等に反映させていることが必要です。

(5) 受給手続き

A 申請期限

項目	説明
1回目の申請期限	〇再雇用後、期間の定めのない雇用契約締結日から6か月経過する日の翌
	日から2か月以内
2回目の申請期限	〇再雇用後、期間の定めのない雇用契約締結日から1年経過する日の翌日
	から2か月以内

B 申請先

申請事業主の本社等(人事労務管理の機能を有する部署が属する事業所)の所在地を管轄する 都道府県労働局雇用環境・均等部(室)

※郵送の場合は簡易書留で送付する。

C 提出書類

ノ 佐山音類	
項目	説明
10目	〇両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)支給申請書(【再】様式
継続雇用6か月経過	1号①②)
後	〇労働協約又は就業規則(※)及び関連する労使協定の写し
	ア 再雇用制度を規定していることが確認できる部分
	イ 育児休業制度、育児のための短時間勤務制度、介護休業制度及び介
	護のための所定労働時間の短縮等の措置を定めていること及び当
	該制度の施行日が確認できる部分
	具体的には、本社等の労働協約又は就業規則を添付すること。 た
	だし、本社等と異なる規定を定める事業所がある場合は、その事業
	所の労働協約又は就業規則の写しも含む
	(※)就業規則の作成及び労働基準監督署への届出義務のない常時
	10人未満の労働者を雇用する事業主の場合で、就業規則の作成・
	届出をしていない場合は、制度の措置が明文により定められてお
	り、労働者に周知されていることを確認できる書類
	(例:労働者代表の署名があるもの) を添付すること。
	○支給対象労働者の退職理由及び退職時又は退職後の再雇用の申出が確
	認できる書類
	(例:労働者の申立書、再雇用希望者登録名簿等)
	(再雇用制度施行前の退職者については「再雇用に係る申立書」
	(【再】参考様式1)
	〇支給対象労働者の再雇用に係る採用及び期間の定めのない雇用契約に
	係る雇用契約書又は労働条件通知書等労働条件が確認できる書類
	○支給対象労働者の再雇用に係る採用後、期間の定めのない雇用契約の締

項目	説明
	結日から6か月間の就労実績等が確認できる次の書類
	・支給対象労働者の所定労働日又は所定労働日数が確認できる書類
	(例:労働条件通知書、就業規則、企業カレンダー等)
	• 支給対象労働者の就業実績が確認できる書類
	(例:タイムカードまたは出勤簿)
	• 支給対象労働者の賃金の支払い実績が確認できる書類
	(例:賃金台帳)
	〇申請事業主が、支給対象労働者が退職した事業所の関連事業主である場
	合は、これを証明する資料(支給対象労働者が退職した事業所の再雇用
	制度を定めた労働協約又は就業規則、内部規則、事業主間の協定書等)
	〇支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
	<生産性要件の適用を希望する申請の場合>
	上記の書類に加え、次の書類が必要。
	○生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)
	〇算定の根拠となる証拠書類(例:損益計算書、総勘定元帳など)
20目	○1回目の支給対象となった労働者の再雇用に係る採用後、期間の定めの
継続雇用1年経過後	ない雇用契約の締結日から6か月経過日の翌日から 6 か月間の就労実
	績等が確認できる次の書類
	ア 支給対象労働者の所定労働日又は所定労働日数が確認できる書類
	(例:労働条件通知書、就業規則、企業カレンダー等)
	イ 支給対象労働者の就業実績が確認できる書類
	(例:タイムカード又は出勤簿)
	ウ 支給対象労働者の賃金の支払い実績が確認できる書類
	(例:賃金台帳)
	〇支給要件確認申立書(共通要領様式第1号)
	<生産性要件の適用を希望する申請の場合>
	上記の書類に加え、次の書類が必要。
	○生産性要件算定シート(共通要領様式第2号)
	○算定の根拠となる証拠書類(例:損益計算書、総勘定元帳など)

(様式第1号-1) ひょうご仕事と生活センター 中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(新規雇用コース) 中小企業育児・介護等離職者雇用助成金の対象労働者の採用を決定しましたので報告します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違ありません。 公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会 提出日 平成 年 月 日 理 事 長 様 ①申請事業主 住 所 〒 ふりがな 名 称 代表者名 印 住 所 〒 ② 当該申請に係る事業所 ふりがな (①と同様の場合は記載不要) 事業所名 ①雇用保険適用事業所番号 ②主たる事業 ※雇用保険適用事業所設置届に記載されている業種を記載してください。 ③事業所総数 か所 ④常時雇用する労働者の数 うち、当該申請に係る事業所に (企業全体) 人 常時雇用する労働者の数 人 (うち県内事業所数) か所 ⑤就業規則等での育児・介護休業取得者にかかる原職等復帰についての明記 有 • 無 1 ⑥ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言 有 • 無 申 請 ⑦過去3年間における労働関係法令に関する重大な違反 有 • 無 事 ⑧過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受けたこと、 業主 有 • 無 または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置 ⑨風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特 有 • 無 殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主に該当 ⑩国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等に該当密接な関係のある公社等に該当 有 • 無 ⑪県税の滞納 有 • 無 ⑫暴力団もしくはその統制下の団体に該当 有 • 無 ふりがな ②事業主の取締役等 ①氏 名 三親等以内である ・ 三親等以内でない との続柄 ④当該事業所におけ ③雇用開始日 平成 在 月 $\boldsymbol{\mathsf{H}}$ 平成 年 月 В る雇用保険取得日 2 ⑤部署・役職 ⑥雇用形態 正社員 ・ 短時間勤務正社員 ・ 正社員以外(フルタイム) 対 職務内容等 象 労 ◇基本給 月額·日額·時給 ⑧労働条件 口定めなし 働 ◇ 定期的に支払われる手当 1か月当たり ⑦雇用期間契約 口定めあり(平成 年 月 日まで) 賃金 者 円 _から ____: ___まで 週休___ 日 ⑨就業時間 休日: 1週間当たりの所定労働時間 時間 ⑪前職の離職 平成 年 月 日から 結婚・配偶者の転勤・妊娠・出産・育児・介護 ⑪離職期間 平成 年 月 日まで(通算 年 か月) 理由

3事務手続 氏 名 きの担 当者 メールアト・レス TEL FAX ※社会保険労務士等 代行者記載欄 受理番号 会社名 ₹ 住 所 担当者氏名 メールアト・レス TEL FAX

)

(

(部署名)

Ŧ

住 所

(様式第1号-1:再)

ひょうご仕事と生活センター 中小企業育児・介護等離職者雇用採用決定報告書(再雇用コース)

				職者雇用助 [については					決定	しまし	たので	ぎ報告し	, ます。					
公益則	付団法	人 兵		勤労福祉協理 事 長		①申 請	事	業 主	<u>:</u>	住	所	₹	提出日	平成	ź	Ŧ	月	日
											いがな 名 称							
										f	七表者							印
						②当該申 (①と同様(s	· 所 いがな ・ 業所	:						
	①雇用	保険適用事 番号	業所		_				_	(2	②主たる	る事業	※雇用保険適用事	業所設置届に記載され	にいる業種	重を記載してくださり	١,	
	③事	業所総	数	t.	か所	4常時雇	用する	労働:	者の	数			うち、当該申	請に係る	事業原	近に		
	(うち	5県内事	業所	数)		(企業全位	\$)				人		常時雇	用する労働	者の	数		人
	⑤国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の支給要件を満たしている												有	• 無				
1 申請事業主	⑥国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)の支給申請をしている												13	・無				
	⑦本件助成金の申請内容を国に情報提供をすることを同意												有	・ 無				
	⑧就業規則等での育児・介護休業取得者にかかる原職等復帰についての明記												有	・無				
	⑨ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言												有	・ 無				
	⑩過去3年間における労働関係法令に関する重大な違反												有	・ 無				
	①過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受けたこと、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置											有	• 無					
	⑩風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性 風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主に該当											17	- 無					
	13国	、地方公	共団(体、特定独立	行政法	人及びこれ	いらと密	接な関	具係の	のあるな	公社等	に該当	密接な関係の	のある公社等	手に該	当	1.3	- 無
	0	税の滞															有	- 無
	15暴力団もしくはその統制下の団体に該当												有	・ 無				
	①氏	名	ふり	リがな		②事業主の取締役等 との続柄				:等	三親等	以内である	• :	三親等以	内で	はい		
	3雇	用開始日		平成	年	月	日			該事業 用保険			平	成 年		月	日	
2 対		署·役職 務内容						6 j	雇用	形態		正社員	• 短時間勤	務正社員・	正社	上員以外 (フルタイ	(A)
(象労働者	· ⑦雇月 約	用期間契		定めなし 定めあり(平	" 成	年 月	日ま		労働	条件	◇ 基 ◇ 5	基本給 定期的(月額・日額・こ支払われる	時給 5手当 1か	/月当	たり		 円 円
18		業時間	で)	::		:_		 きで	週休	k	<u> </u> _日	休日:		1週間当たり	りの所定	 定労働時間		 時間
		1				 年 月 年 月	日から 日まで	(诵复	年	か月)							
3事	務 手	(部署名		()			住	所	Ŧ				·~_ ›	•		<u>*</u>
続 扫:	きの 当者	氏:	12]	- FAV				1.4	7111								
	担当者 TEL FAX パールパトルス ※社会保険労務士等 代行者記載欄 「受理者」										四四平	<u> </u>						
		T	च 1	√1」1日 記 戦 ℓ	TIR)				т	=						受理番	ケ	
	会社名 当者氏							住 j	所	₹	_							
TEL	TEL			FAX				メールアト゜	レス									

- (1)対象労働者の採用を決定した場合、裏面記載の添付書類を添えて、採用日から3か月以内に公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長に提出 (2)添付書類 下記に記載
- (3)(2)以外にも必要により書類の提示または提出を求めることがあります。

(添付書類)

- ア 労働協約又は就業規則等の全部(写)
 - (ア) 一定の要件を備えた育児休業・介護休業を定めていることが確認できること
 - (イ) 育児休業・介護休業取得者の原職等への復帰を定めていることが確認できること
 - (ウ) 当該雇用による対象労働者に適用される賃金及び格付け等の処遇について確認できること
- イ 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(写)
- ウ 雇入れ通知書(写)等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認できる書類
- エ 対象労働者の離職前の雇用状況確認書類(付表1)及び証明書類

証明書類

(離職理由が結婚の場合)

婚姻日を確認できる書類(戸籍抄本(写)など)

(配偶者の転勤である場合)

対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行のもの)

(離職理由が妊娠、出産、育児である場合)

対象労働者の住民票(世帯員)(3か月以内に発行のもの)又は母子手帳(写)

(離職理由が介護である場合)

対象労働者の介護の実績が証明できるもの

例:

- ・介護施設・介護サービス等の利用を証明できるもの(施設・サービス利用時の領収書など)
- ・介護に係る医療施設等の利用を証明できるもの(施設利用時の領収書・介護要の医師の診断書など)
- ・介護対象家族の方の氏名、対象労働者との続柄、性別、生年月日等を証明できるもの(住民票記載事項証明書など)
- ・介護休業給付金を受けたことを証明できるもの(支給決定通知書など)

(様式第1号-2) ひょうご仕事と生活センター 中小企業育児・介護等離職者雇用身分転換決定報告書 公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会 提出日 平成 年 月 日 理事長様 申請事業主 住 所 〒 ふりがな 名 称 代表者名 印 中小企業育児・介護等離職者雇用助成金の対象労働者の身分転換を決定しましたので報告します。 ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言の有無 常時雇用する労働者の数 人 有 • 無 ①申請事業主 | 主たる事業 | ※雇用保険適用事業所設置届に記載されている業種を記載してください。 事業所総数 か所 ふりがな 責任者の氏名 ② 当 名 称 申 ₹ 請に係る事 所 在 地 TEL() — 育児・介護休業取得者の 実施根拠 a 労働協約 ・ b 就業規則 ・ c その他の規定等 (有• 育児•介護休業制度 無) 常時雇用する労働者の数 雇用保険適用事業所番号 当該事業所におけ 3 氏 名 平成 年 月 日 る雇用保険取得日 対 象 支給決定年月日 労 本助成金 平成 年 月 身分転換日 日 働 受給実績 支給決定番号 者 身分転換後の状況 身分転換前の状況 部署•役職 職務内容等 ・正社員 • 短時間勤務正社員 雇用形態 - 短時間勤務正社員 ・ 正社員以外(フルタイム) 口定めなし 口定めなし 雇用期間契約 口定めあり(平成 年 月 日まで) ◇基本給 月額 · 日額 · 時給 労働条件 ◇基本給 月額 · 日額 円 円 賃金 ◇定期的に支払われる手当 1ヶ月当たり ◇定期的に支払われる手当 1ヶ月当たり ___:____から _____:____まで 週休___ ____:___から ____:___まで 週休____日 ___日 就業時間 休日: 1週間当たりの所定労働時間 時間 休日: 1週間当たりの所定労働時間 時間 (部署名) ④事務手 氏 名 住 所 続きの

担当者

TEL

FAX

※社会保険労務	受理番号				
会社名		T -			
担当者氏名		住 所			
TEL	FAX	Mail			İ

[※] 対象労働者の身分転換を決定した場合、別記1を添えて、すみやかに公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長に提出してください。 (様式第1号-2 別記1)

ひょうご仕事と生活センター

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金申請に係るチェックシート(身分転換)

±4	→ 1 1 元 ス 日 元) 月 段 寸 能 戦 日 准 川 均 次 並 十 明 1 に 所 も) エ フ フ フ ー (3 万 私 庆)	エー・・・カ
又作	合対象者(事業主)に関する要件	チェック
1	常時雇用する労働者が全体で300人以下の企業である	
2 (いず れ か	(会社等)※会社法第2条で定義する「株式会社」(「有限会社」含む)「合名会社」「合資会社」「合同会社」 常時雇用する労働者が 100 人以下の兵庫県内の事業所である	
にチェ ック)	(上記以外の事業主)※(医療法人、社会福祉法人、NPO 法人、学校法人、個人事業主など) 常時雇用する労働者が 20 人以下の兵庫県内の事業所である	
3	過去に育児、介護等の理由で離職した労働者(他の企業でも可)を、(・ 短時間勤務正社員 ・正社員以外(フルタイムに限る))として新たに雇用し、中小企業育児・介護等離職者雇用助成金を受給し、当該労働者を(・正社員 ・短時間勤務正社員)として身分転換した	
4	「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」の宣言企業である	
5	育児休業・介護休業及び休業者の原職復帰等について、労働協約又は就業規則等に規定している	
6	過去3年間に労働関係法令に関する重大な違反がない	
7	過去3年間に悪質な不正行為により、本来受けることのできない助成金等を受け、または受けようとしたこと により助成金等の不支給措置を取られていない	
8	雇用保険の適用事業主である	
9	風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主でない	
10	国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等でない	
11	事業主の取締役等が、雇入れられる対象労働者と3親等以内でない	
12	暴力団もしくはその統制下の団体でない	
13	県税の滞納がない	
対象	京労働者に関する要件	チェック
14	過去に短時間勤務正社員又は正社員以外として中小企業育児・介護等離職者雇用助成金受給の対象労働者となった者であり、新規雇用された日から5年以内に短時間勤務正社員又は正社員として労働契約を変更された者である	
15	雇用保険の被保険者である	
その)他	チェック
16	当該申請年度において、本助成金の申請は、同一の事業所で2件以内である	
\	ツナフィールを棚につき記載してはさい、ヘイの項目がつの根へのも由語記念させ	l

(様式第2号)							.					
		_LIA					活セング		-	+ .		
		中小企業	美育児·介	護寺	F 群 墹	话 百		7决疋変	史 報告	5		
中小企業育児	·介護等離	職者雇用助成的	金の対象労働	者の採	¥用決定	報告	について、፺	変更報告書る	を提出します	•		
公益財団法人:		労福祉協会 事 長 様						提出日	平成	年	月	日
	-	7 1	①申請	事業	主	住	所干					
							^{ふりがな} 名 称					
							代表者名					印
			②当該申請 (①と同様の場			į	主 所 〒 ^{ふりがな} 『業所名					
		ふりがな										
③対象労働者の日	名											
④変更項目												
		変 更 前							変更後			
(提出している内容	.)					(変更	しようとする	内容)				
⑤変更理由												
⑥事務手続き	氏名			本 级	住方	所	〒 −		TEL (,		
の担当者	所属部署		,	車絡先	J 11 71	š1.7			TEL(FAX()	_	
※ 社 本 伊 吟 光 珍	+ 生 42	5. 李記 # · 問			メールアト	`V \				₩.	 理番号	
※社会保険労務 会社名	工 守 17.1	」1日記製懶				ĪŦ	_			支:	埕留丂	
担当者氏名					住 所	†						
担国有成名 TEL		FAX			X-N7*\J	.						
<u> </u>	ることが判		みやかに公	益財団				協会理事長	: に提出して	ください。		

(様式第3号)

ひょうご仕事と生活センター

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(新規雇用コース)

ひょうご仕事と生活センター中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業実施要領に定める助成金支給に係る要件を承諾のうえ、助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違なく、本申請書に虚偽があった場合は、助成金の返還に同意します。

公益財団法人	兵庫県勤労福祉協会

提出日

平成 年 月

日

理 事 長 様

①申請事業主 住 所 〒

ふりがな 名 称

代表者名 住 所 〒 印

② 当該申請に係る事業所

(①と同様の場合は記載不要)

ふりがな 事業所名

	①雇用保険道	適用事業 序	听番号 		-						②主 7	たる事業	ŧ	※雇用保険	適用事業所訂	受置届に記載	されているま	業種を記載し	てください	0
	③事業所	総数	•	カ	所	4常日	寺雇用	する労	働者の	数			う			係る事				
	(うち県内	事業所	数)	ħ	`所	(企業	全体)					人		常時	雇用す	る労働	者の数			人
	5就業規	則等での	の育児・介	護休業取	得者に	かかる	原職等	等復帰に	こついて	の明	記							1	•	無
1	⑥ひょうこ	仕事と	生活の調和	1推進企	集宣言							登録	番号				番	1		
申請			らける労働					-										1	•	無
事業	-		と質な不正 ようとした。						来受ける	ことの	つできな	い助成	金等	(委託#	を含む)を受け	たこ	1	•	無
主	O 12 11 — 11 = 1		第5項に規 ら委託を受				. —		条第11	項に	規定する	る接客	業務	受託営	業のうち	店舗型	性風	1	ī ·	無
	10国、地方	方公共区	団体、特定	独立行政	法人及	びこれ	らと密	接な関	係のある	公社	等に該	当密接	な関	係のあ	る公社等	等に該当	á	1	•	無
	⑪県税の	滞納												1	ī ·	無				
	12暴力団	もしくは	その統制	統制下の団体に該当											有	ī ·	無			
	③今年度	(4月1	∃~3月31	3月31日)における本助成金の受給件数 件																
	①氏名		②事業主の取締役等 との続柄 三親等以内である・									, • <u>=</u>	三親等以内でない							
	③雇用開	始日	Σ	₽成	年	月		日			事業所に 保険取得		5		平成	年	Ē.	月	E	3
2 対象労働	⑤部署·役職務内:								6)	星用邢	態	正	社員	• 短時	間勤務证	社員 ·	正社員	員以外(フルタ	イム)
働者	⑦雇用期間	契約	口定めた口定めた	なし あり(平成	年	月	日ま	まで)		労働组 賃金	条件				日額・明 支払わ	寺給 れる	手 当	1 か	月	<u>円</u> 当 たり
	9就業時	間		_:	から _	:		まで	週休_		日 化	休日:			1週間当	もたりの所	定労働	時間		時間
	⑩前職の 離職理									年	か月)									
3 支	統申請額	¥				円	正社員	員:500	千円、短	時間	勤務正	社員:	400 -	f円、正	社員以	外(フル	タイム	に限る	: 200	0 千円
		①金融	融機関名			•				2	支店名	i								
	迪 渡希望	308	座の種類	普	通 •	当点	· •	その)他	4	口座番	号								
金	融機関		L = 3*	フリガナ																
		(5) 🗆 🛭	坐名 義																	

5事務・続き		等 (部署	署名) 元 名	()		住 所	〒 −
担当		TEL			FAX			メールアト・レス	
※社会	保険	労務:	士等 代行	者記載欄					受理番号
会补	灶名						/ + =	_ =	_
担当者	者氏	名					住原	Л	
TEL				FAX			メールアト・レ	٦,	

- (1) 対象労働者を新規雇用後6か月経過した日の翌日から起算して3か月以内に、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長に提出してください。
- (2) 添付書類 下記に記載
- (3)(2)以外にも必要により書類の提示または提出を求めることがあります。

(添付書類)

(新規雇用による対象労働者に係る支給申請の場合)以下のアからウの書類を添付

- ア 対象労働者のタイムカード(写)、賃金台帳(写)等対象労働者の就労実績が確認できる書類
- イ 県税に係る納税証明書(3)(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。)

※非課税事業を行う企業等の場合も、「県税及びこれに付随する延滞金等で滞納のないこと」について証明された納税証明書を添付してください。

(納税証明書(3)の請求方法等については、兵庫県ホームページをご覧いただくか、管轄の県税事務所へお問い合わせください。)

り「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証(写)

(身分転換による対象労働者に係る支給申請の場合)上記1、ウ及び次の書類を添付

- ア 当該身分転換による対象労働者に適応される賃金及び格付か等の処遇について転換前後で異なることが確認できる部分の労働 協約又は就業規則の全部(写)
- イ 当該身分転換による対象労働者の身分転換前後のタイムカード(写)、賃金台帳(写)、雇入れ通知書(写)等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認できる書類

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会

① 金融機関名

③口座の種類

⑤口座名義

普通

フリガナ

4 払渡希望 金融機関 理事長様

ひょうご仕事と生活センター

中小企業育児・介護等離職者雇用助成金支給申請書(再雇用コース)

ひょうご仕事と生活センター中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業実施要領に定める助成金支給に係る要件を承諾のうえ、助成金の支給を受けたいので、次のとおり申請します。 なお、下記に記載した事項については事実と相違なく、本申請書に虚偽があった場合は、助成金の返還に同意します。

		①甲請爭某王 任所工											
						ふりがな 名 称							
						10 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17 17							
						代表者	名					印	
			⊚ ₩=	+ ホミュル フ ホ・	₩=٢	住 所	₹						
				亥申請に係る事態 様の場合は記載 ²									
			(UC H]1	※ひ物口は記戦~	1`女/	ふりがな 事業所	名						
	①雇用保険適用事業)	——————— 听番号				1 1	<u> </u>	2	主たる事業	※雇用保险	適用事業所設置届に	7載されている業種	
	③事業所総数	か	所 4	L 対時雇用す	━━━━る労働る	 者の数	1 1		うち、当該		る事業所に		
	(うち県内事業所			(企業全体)	ו נגבו נכע	u ••• >>>		人			労働者の数		人
		等助成金(再雇用		<u>(エパーロ)</u> コース)の支給	申請書	(写)及び	支給	決定通			22 100 11 11 221		• 無
	⑥就業規則等での育児・介護休業取得者にかかる原職等復帰についての明記											有	• 無
1	⑦ひょうご仕事と	⑦ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言 登録番号 番											
申	⑧過去3年間における労働関係法令に関する重大な違反											有	• 無
申請事業	⑩ 過去3年間における万働関係なりに関する星人な建及⑩ 過去3年間に悪質な不正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(委託料を含む)を受けた。												
業	(U) 週去3年间に悉負な个正行為により、国、地方自治体から本来受けることのできない助成金等(安託科を含む)を受けたこと、または受けようとしたことにより助成金等の不支給措置											有	• 無
主	①風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第11項に規定する接客業務受託営業のうち店舗型性風俗特										型性風俗特	有	• 無
	殊営業から委託を受けて当該営業を行う事業主に該当 (印国、地方公共団体、特定独立行政法人及びこれらと密接な関係のある公社等に該当密接な関係のある公社等に該当												
	⑪国、地方公共图	団体、特定独立行政法	去人及びこれ	らと密接な関	係のある	る公社等に	該当	密接な	関係のあるな	公社等に記	<u>核当</u>		• 無
	⑫県税の滞納											有	• 無
	③暴力団もしくは	その統制下の団体に	こ該当									有	• 無
	⑭今年度(4月1)	日~3月31日)におけ	トる本助成金 _年	の受給件数				4	#				
	2 - 2	ふりがな				②事業主	の取約	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		** ** · · ·		- +- +	_
	①氏名					との続				親寺以内	7である・	二親寺以	内でない
	③雇用開始日			_		④ 当該事			3	平成	年	月	В
		早成 年成	年 月	日		雇用保)快 拟 1	₹口			·		
2	@ ### SEE 40. 11#h								\!\				
対象	⑤部署·役職 職務内容等					⑥雇用形	態	正	社員 ・ 短問	請勤務ℷ	E社員 · 正	社員以外(フルタム)
象労	13.37.12.3												
働者	今百四知明初始	口定めなし				⑧労働条	件	◇基	本給 月額	·日額·時	給		
	⑦雇用期間契約 	口定めあり(平成	年 月	日まで)		賃金		◇定	期的に支払	つれる手当	1か月当た	IJ	
	⑪ 就業時間	:	から	: まて	で週位	木 E	3 亿	ト日 :		1週間当た		間	時間
	⑪前職の	(+ IT = 7 IP + 4							平成 年		日から		
	離職理由	結婚·配偶者 <i>0</i>	リ転野・吐娠	'出産'育児	' 介護	⑪離	職期	間	平成 年 平成 年	月月	ロから 日まで(ji	五算 年	か月)
-				正社員	1:500 千	 円、短時間	勤務正		100 千円、正社	t員以外(フ	フルタイムに限	る):200 千F	
3 3	支給申請額 ¥		円	※両式	过支援助!	成金の受給					預から両立支		
				を差	こしらいた	:額とする。							

当座 ・ その他

②支店名

④口座番号

平成 年

月

日

提出日

5事務:続き(等暗) 巴	子(名) 元(名)	()		住	所	Ŧ	-	
担当		TEL			FAX			y-1/	71*17			
※社会(保険	労務:	士等 代行	者記載欄								受理番号
会社	土名						<i>1</i> ÷	=c	₹	_		
担当者		名					住	所				
TEL				FAX			1-117	 *\\				

- (1) 対象労働者を再雇用後6か月経過した日の翌日から起算して3か月以内に、公益財団法人兵庫県勤労福祉協会理事長に提出してください。
- (2) 添付書類 下記記載
- (3)(2)以外にも必要により書類の提示または提出を求めることがあります。

(添付書類)

(再雇用による対象労働者に係る支給申請の場合)以下のアからウの書類を添付

- ア 対象労働者のタイムカード(写)、賃金台帳(写)等対象労働者の就労実績が確認できる書類
 - ※ただし、国の両立支援等助成金(再雇用者評価処遇コース)を受給する場合は、両立支援助成金の支給申請書(写) 及び支給決定通知書(写)
- イ 県税に係る納税証明書(3)(個人県民税及び地方消費税を除く。延滞金等の附帯金を含む。)
- ※非課税事業を行う企業等の場合も、「県税及びこれに付随する延滞金等で滞納のないこと」について証明された納税証明書を添付してください。
- (納税証明書(3)の請求方法等については、兵庫県ホームページをご覧いただくか、管轄の県税事務所へお問い合わせください。)
- り「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」登録証(写)
- (身分転換による対象労働者に係る支給申請の場合)上記イ、ウ及び次の書類を添付
- 7 当該身分転換による対象労働者に適応される賃金及び格付け等の処遇について転換前後で異なることが確認できる部分の労働協約又は就業規則の全部(写)
- イ 当該身分転換による対象労働者の身分転換前後のタイムカード(写)、賃金台帳(写)、雇入れ通知書(写)等対象労働者の部署、職務、所定労働時間が確認できる書類

(様式第6号)

ひょうご仕事と生活センター 中小企業育児・介護等離職者雇用助成金請求書

平成 年	月	日
------	---	---

公益財団法人 兵庫県勤労福祉協会理事長 様

住所

事業主

名称及び

代表者

印

平成 年 月 日付け支給決定番号 で支給決定のあった中小企業育児・介護離職者雇用助成金について、ひょうご仕事と生活センター中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業実施要領第11条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額 金 円也

(付表1)

ひょうご仕事と生活センター 中小企業育児・介護等離職者雇用助成事業 対象労働者の離職前状況の確認

	項目								内	容					
喜	推職前の	企業名													
菫	协務企業	住 所													
	推職前の E職期間		平	成	年	E	月	~	平成	年	月	(通算	年	か月)	
	推職理由 当番号に〇)	1)#	吉婚 •	2配	!偶者	i o	転勤		③妊娠	₹ •	4 4	出産 ・	(5)	育児 •	⑥介護
	①結婚	結婚年	月日						平成	ζ	年	月	日		
	②配偶者	配偶者による	の転勤 転居日						平成	ţ	年	月	日		
	の転勤	転り	居前				都道 存県		市区 町村	į	転居後			都道 府県	市区町村
	3妊娠	第	子	生	年	月	日				平成	年	月	日	
該	4 出産	第	子	生	年	月	日				平成	年	月	日	
当 番	⑤育児	第	子	生	年	月	日				平成	年	月	日	
号の		介護従	事期間			平成平成	-	年年	月月				護休業 受給の	給付金 有無	有・無
み 記		介護対 生年月	象者の 日			年	:	月	日	対 ※1	象労働	者との糸	売柄		
載					年	-	月								
	⑥介護	介護対	象者の		年	:	月								
		要介護	状態※2		年	•	月								
		と対象	労働者		年	:	月								
		の離職	哉▪就職		年	=	月								
		の経緯			年	=	月								
					年	•	月								

- ※1 「対象家族」とは、配偶者(事実上婚姻関係と同様の実情にある者を含む)、父母及び子(これらの者に準ずる者として、従業員が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。)、配偶者の父母をいう。
- ※2 「要介護状態」とは、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする常態をいう。 (常時介護を必要とする状態とは、裏面に記載のとおり)

「常時介護を必要とする状態」とは、次のいずれかに該当するものとする。

1 日常生活動作事項のうち、全部介助が1項目以上又は一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められること。

(日常生活動作)

事項\態様	1 自分で可	2 一部介助	3 全部介助
イ 歩行	・杖等を使用し、かつ、時間がかかっても自分で歩ける	・付添いが手や肩を貸せば歩け る	・歩行不可能
口排泄	・自分で昼夜とも便所でできる ・自分で昼は便所、夜は簡易便器 を使ってできる	・介助があれば簡易便器でできる・夜間はおむつを使用している	・常時おむつを使用している
ハー食事	・スプーン等を使用すれば自分で 食事ができる	・スプーン等を使用し、一部介 助すれば食事ができる	・臥床のままで食べさせなければ食事ができない
二 入浴	・自分で入浴でき、洗える	・自分で入浴できるが、洗うと きだけ介助を要する ・浴槽の出入りに介助を要する	自分でできないので全て介助しなければならない特殊浴槽を使っている清拭を行っている
ホ 着脱衣	・自分で着脱ができる	・手を貸せば、着脱できる	自分でできないので全て介助しなければならない

2 問題行動のうちいずれか1項目以上が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められること。

(問題行動)

行動\程度	重度	中度	軽度
イ 攻撃的行 為	・人に暴力をふるう	乱暴なふるまいを行う	・攻撃的な言動を吐く
ロー自傷行為	・自殺を図る	・自分の体を傷つける	・自分の衣服を裂く、破く
ハ 火の扱い	・火を常にもてあそぶ	・火の不始末が時々ある	・火の不始末をすることがある
二徘徊	屋外をあてもなく歩きまわる	・家中をあてもなく歩きまわる	ときどき部屋内でうろうろする
ホー不穏興奮	いつも興奮している	・しばしば興奮し騒ぎたてる	ときには興奮し騒ぎたてる
へ不潔行為	・糞尿をもてあそぶ	・場所をかまわず放尿、排便をする	・衣服等を汚す
卜 失禁	・常に失禁する	・時々失禁する	・誘導すれば自分でトイレに行く